

北九州市簡易型自動消火装置設置費補助事業

<登録販売店の手引き>

令和6年6月

産業経済局・消防局

目次

はじめに	1
第1章 販売店登録制度	
1 販売店を登録制にする理由	2
2 登録販売店の要件	2
3 登録の方法等	2
4 販売登録の認定取消し	3
第2章 補助事業の概要	
1 補助対象	4
2 補助台数	4
3 補助額の計算方法	4
第3章 補助金交付までの流れ	
手続きのフロー	5
1 申請者からの相談・見積り依頼	6
2 見積書の作成・申請者への提示	6
3 補助金交付申請書の提出	6
4 交付審査と決定の通知	7
5 補助金請求手続きの委任	8
6 消火装置の設置工事	8
7 自己負担金の徴収	9
8 設置完了報告書の提出	9
9 交付審査・補助金の交付	9
第4章 Q & A	
1 補助の対象に関して	10
2 消火装置に関して	10
3 補助のルール等に関して	10
4 設置以降の疑問に関して	11
5 登録販売店に関して	12
付属資料	
1 北九州市簡易型自動消火装置設置費補助要綱	
2 別表	
3 各様式	

はじめに

北九州市では、令和4年から2年余りの間に、木造建築物が密集する地域において、大規模な火災が発生しており、火を取扱う機会の多い飲食店に対する実効的な火災予防対策が喫緊の課題となっています。

本市の直近10年間の火災統計によると、飲食店における出火原因としては「こんろ」が最も多く、全体の約半数を占めており、その経過として、「放置する、忘れる」、「過熱する」といったヒューマンエラーによるものが約6割も占めています。

そこで今回、飲食店の中でも、一度火災が発生すれば延焼拡大するおそれの高い木造飲食店のこんろ回りに、自動で消火薬剤を放射する簡易型自動消火装置（以下「消火装置」という。）を設置することが防火対策上有効であると考え、その設置を普及するため、費用にかかる補助事業を行うものです。

登録販売店の皆様におかれては、この趣旨に鑑み、本手引書を活用して、円滑な事業実施にご協力をお願いします。

※本事業は産業経済局の補助事業であり、産業経済局と消防局が連携して実施します。問合せ先は次のとおりです。

	事業内容に関すること	申請書等や補助金に関すること
担当部署	消防局 予防課	産業経済局 サービス産業政策課
住所	北九州市小倉北区大手町3番9号 1階	北九州市小倉北区内1番1号 7階
連絡先	TEL：093-582-3836 FAX：093-592-6795	TEL：093-582-2050 FAX：093-591-2566

第1章 販売店登録制度

1 販売店を登録制にする理由

補助金の交付申請を行う木造飲食店関係者（以下「申請者」という。）にとって、北九州市認定の事業者（以下「登録販売店」という。）であれば、安心して設置を依頼することができることから、販売店の登録制度を設けています。

また、登録販売店から見積書と一緒に、申請書類一式を手渡ししていただくことや、補助金請求の手続きを委任形式にするなど、申請者の手続きの負担軽減を図っています。登録販売店は、北九州市公式ホームページに一覧を公開するなど、市民への周知を図っていきます。

2 登録販売店の要件

登録販売店は、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を業としており、有資格者名簿に登録された市の指定業者であること。
- 補助事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- 消火装置の販売及び設置並びに補助金の交付請求等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がないこと。
- 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

3 登録の方法等

(1) 届出方法

下記の必要書類を1ページに記載している産業経済局担当課に、窓口持参または郵送により、提出してください。

なお、届出期間は令和6年度内とし、随時募集を行っています。

○北九州市簡易型自動消火装置販売店登録届出書（様式15）

○北九州市簡易型自動消火装置販売店の登録に係る誓約書（様式16）

（2）登録認定

届出内容を審査し、登録を決定した場合は、「北九州市簡易型自動消火装置販売店登録認定通知書（様式17）」により届出者に通知します。登録が不適当と認めた場合は、「北九州市簡易型自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式18）」により届出者に通知します。

（3）登録事項の変更・販売店登録の廃止

販売店の住所や電話番号が変わったなど、登録済みの事項に変更が生じた場合、または、販売店としての登録を廃止したい場合は「北九州市簡易型自動消火装置販売店登録変更（廃止）届出書（様式19）」を提出してください。

4 販売登録の認定取消し

北九州市長は、登録販売店が次のいずれかに該当すると判断した場合、販売登録の認定を取消することができます。販売登録の認定を取消す場合は、「北九州市簡易型自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式18）」により、届出者に通知します。

○北九州市簡易型自動消火装置設置費補助要綱に違反したとき。

○虚偽の届出その他の不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

○登録販売店の要件を満たさなくなったとき。

○その他、市長が特に必要があると認めたとき。

第2章 補助事業の概要

1 補助対象

火災が大規模化するおそれがある地域にある、業務上こんろを使用する木造飲食店として、次の店舗を対象とします。

- (1) 消防局が定める「特定消防区域」のうち、別表に掲げる地域に存する木造飲食店
- (2) 消防職員または防火指導員による防火指導を受けており、消火装置の設置を推奨されている木造飲食店

2 補助台数

補助台数は、予算の範囲内とし、予算の限りに近づいた際は、産業経済局担当課から登録販売店に、ご連絡を差し上げます。

3 補助額の計算方法

本事業で補助対象経費は、消火装置の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）になります。

補助額は補助対象経費の10分の9に相当する額とし、55,000円が限度額となります。

ただし、補助額が限度額の55,000円を超える場合は、超過分を申請者が全額負担することになります。

また、補助対象経費の10分の9で算定した補助額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

例：補助対象経費49,800円の場合

$$49,800円 \times 0.9 = 44,820円$$

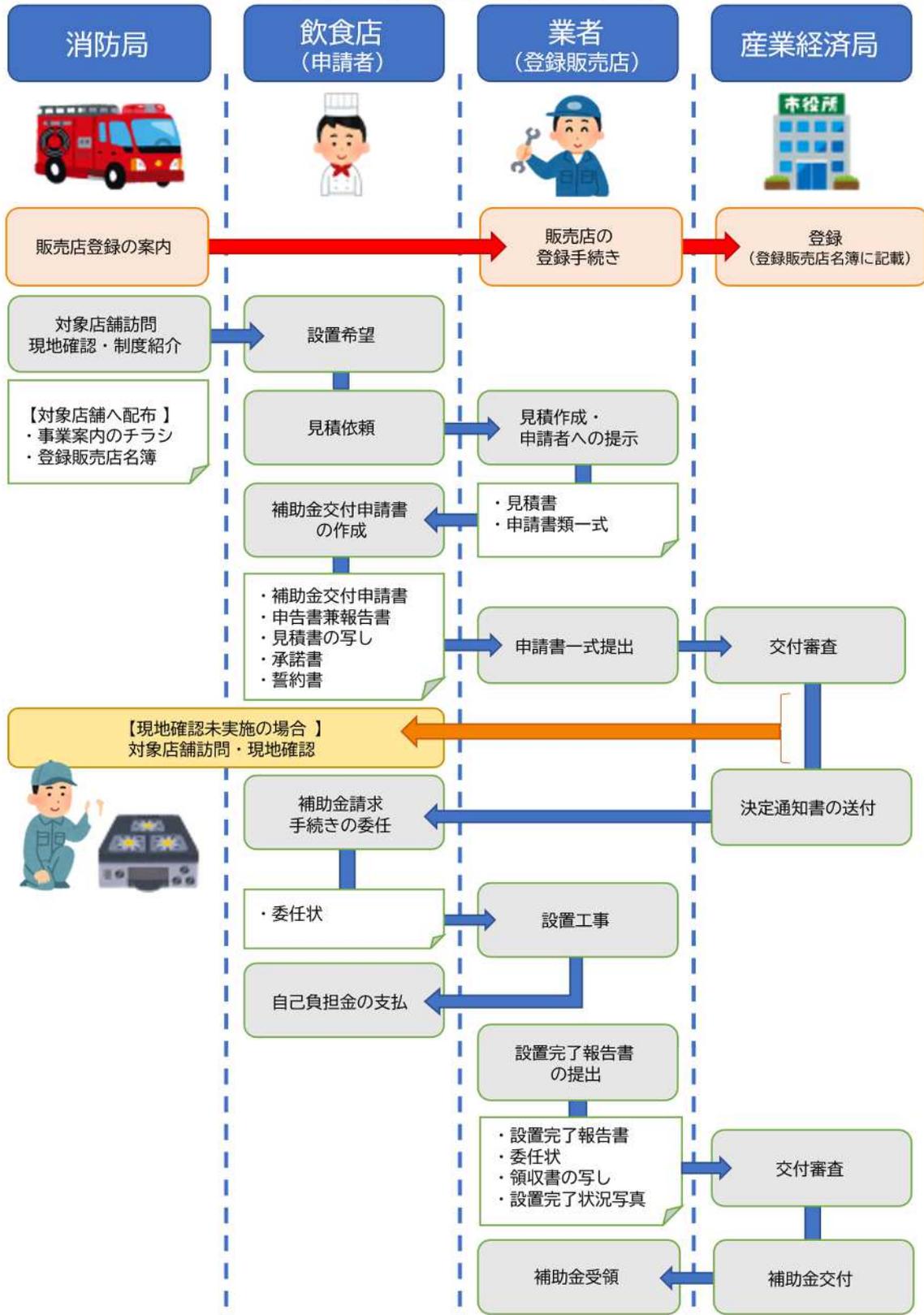
100円未満の端数20円は切り捨てて、44,800円を補助

■ 下表に補助額や自己負担額の計算について、いくつか例示します。

①設置の総額 (消費税を含む)	②補助対象経費 (消費税を除く)	③補助額 (②×0.9) 限度額55,000円	④申請者の自己負担額 (①-③)
55,000円	50,000円	45,000円	10,000円
66,000円	60,000円	54,000円	12,000円
71,500円	65,000円	55,000円	16,500円

第3章 補助金交付までの流れ

申請手続きの全体フロー図



1 申請者からの相談・見積り依頼

申請者は、まず、登録販売店に電話し、消火装置の設置に向けた相談や見積りの依頼を行いますので、対応をお願いします。

【重要】

申請者から連絡があった場合は、消防から防火指導や事業案内を受けたか確認し、受けていない店舗については、消防が現地確認を行いますので、消防局担当課に連絡するよう伝えてください。

2 見積書の作成・申請者への提示

申請者から見積り依頼があった場合は、本体費用及び工事費用など、対象経費が分かる見積書の作成をお願いします。

もし、申請後に見積額に変更があった場合などは、後述の「4 交付審査と決定の通知」に変更届出の解説がありますので、ご確認ください。

なお、壁の材質等により設置工事が不可能と判断した場合は、申請者に説明を行い、消防局予防課に情報提供をしてください。

3 補助金交付申請書の提出

(1) 申請書の配付と作成

見積書を申請者に提示する際に、補助金交付申請書類一式（下記の書類。北九州市公式ホームページからダウンロード）を申請者にお渡しください。

(2) 申請方法

下記の書類一式を、窓口持参または郵送により、登録販売店が提出してください。

- 北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付申請書（様式1）
- 店舗状況等申告書兼報告書（様式2）
- 消火装置の本体費用及び工事費用が分かる見積書の写し（様式は問わない。ただし、登録販売店が発行したものに限る。）
- 北九州市簡易型自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書（様式3）※賃貸の場合
- 北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金の交付申請に係る誓約書（様式4）

※様式1の「記」以下は、登録販売店が記入の補助を行い、様式2の「記」以下は登録販売店が記入及び記入の補助をしてください。

4 交付審査と決定の通知

(1) 補助金交付の審査

申請書類一式の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書（様式5）」を申請者あてに通知します。

また、審査により交付が不相当と認められた場合には、「不交付の理由」を記載した「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金不交付決定通知書（様式6）」を申請者あてに通知します。

(2) 補助金の変更交付申請

「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書（様式5）」で決定された内容に次のような変更があった場合は、「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更承認申請書（様式7）」の提出による変更申請が必要となります。

- 設置する消火装置の機種や台数が変更された場合
- 本体価格や工事費など、当初と見積額が変わり「対象経費」や「交付決定金額（補助額）」に変更が生じた場合
- その他、補助金変更承認申請が必要と認められる場合

(3) 変更承認申請の方法

次の書類一式を、窓口持参または郵送により、登録販売店が提出してください。

- 登録販売店が発行した見積書の写し（様式自由、本体・工事費用がわかるもの）
- 申請者に送付した北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書（様式5）

※変更承認申請書類一式の内容を審査して、補助金の交付を決定した場合は「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更交付決定通知書（様式8）」を申請者あてに通知します。

(4) 申請を取下げたい・交付決定を取消したいとき

消火装置の設置費補助を申請したが、設置を中止したい等、申請者が申請を取下げ
る場合又は交付決定者が交付決定の取消しを希望するときは、「北九州市簡易型自動
消火装置設置費補助金交付申請取下げ等の届出書（様式9）」が必要となります。

また、設置工事が完了する前に、申請者又は交付決定者がお亡くなりになった場合
には、上記届出書が提出されたものとみなします。

5 補助金請求手続きの委任

(1) 手続きの委任

本事業は、補助金の請求及び受領に関する一切の手続きを登録販売店に委任する方
式としています。補助金交付請求を行う際には「委任状（様式10）」の添付が必要
になりますので、設置工事を行う前に申請者から手続きの委任を受けてください。

(2) 個人情報の取り扱いについて

手続きの委任に通じて得た情報は、補助金の交付手続き以外の目的には使用できま
せん。特に個人情報については、個人情報の保護に関する法令等に従って、適切に取
り扱っていただくようお願いします。

6 消火装置の設置工事

(1) 設置工事

申請者は、補助金の交付が決定した後に、登録販売店に対して「北九州市簡易型
自動消火装置設置費補助金交付決定通知書（様式5）」を提示して消火装置の購入と
設置工事を依頼することになります。

その際、登録販売店は、販売・設置工事を行う前に必ず通知書の提示を求めて確認
するようお願いします。

(2) 設置完了確認の写真撮影

設置工事完了後は、設置状況がわかる写真撮影（デジカメ0K）をお願いします。

補助金の交付申請を行う際に「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助に係る設
置完了報告書（様式11）」への添付が必要となりますので、次の写真（3種類）を
撮影してください（形式は任意）。

○店舗外観の写真

○店舗内の設置場所が判別できる写真（設置前と設置後）

※写真については、必ず撮影日を入れてください。日付機能のないカメラの場合は、黒板や紙に日付を記入して写真に写りこむなどの対応をお願いします。

※感知器の設置位置がわかるような写真をお願いします（写真が複数枚になっても構いません）。

○設置工事を行った自動消火装置の機種等が判別できる写真

※外観の形状や貼り付けられているラベルが写り、消火装置の機種等が判別できるようにしてください。

7 自己負担金の徴収

見積書記載金額（税込み）から、「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書（様式5）」に記載されている補助金交付決定額を差し引いた額（自己負担金）を、申請者から徴収することになります。

詳しい計算方法は4ページを参照してください。その際、「領収書（様式12）」を作成し、原本は申請者へ交付し、写しを設置完了報告の際に添付していただくようお願いします。

8 設置完了報告書の提出

設置が完了したら「北九州市簡易型自動消火装置設置費補助に係る設置完了報告書（様式11）」に次の書類を添付して登録販売店が提出してください。

○委任状（様式10）

○領収書（様式12）の写し

○設置等完了状況の写真（3種類、設置した日付のわかるもの）※形式は任意

9 交付審査・補助金の交付

設置完了報告書を審査して適正と認めたときは、審査完了後、登録販売店の指定された口座に補助金を振込みします。

第4章 Q & A

1 補助の対象に関して

Q：対象地域外の飲食店から設置希望があった場合は？

A：消防が店舗を訪問し、設置補助の対象となるか確認するので、消防局担当課に情報提供をお願いします。

2 消火装置に関して

Q：補助の対象となる消火装置の要件は？

A：補助の対象となる消火装置は、次の2つの要件を満たす必要があります。

ア 火災による熱を感知し（感知温度95℃以上）、自動的に消火薬剤を放射して消火を行うもの

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターの評定又は認定を取得しているもの

Q：消火装置を設置した場合は、消火器は置かなくてもよいのか？

A：消火装置は消火器の設置義務を免除するものではないので、消火器の設置は必要です。

Q：消火薬剤の容量は何リットルを想定しているか？

A：容量1.5リットルを想定しています。ただし、申請者が希望する場合等は、容量1.5リットル以上のものでも差支えありません。

Q：感知器を設置する位置は？

A：製品の取扱説明書に指定されている範囲内としますが、より早く感知できるよう、出来るだけこんろの中心側に取り付けてください。

3 補助のルール等に関して

Q：本事業はいつまでの事業か？

A：現時点においては、令和6年度の単年度事業となっています。

したがって、令和7年1月までに申請を終えるようにしてください。

また、設置完了報告は年度末までに終えるようにしてください。

Q：元々、店舗に自動消火装置を設置していた場合も新たに補助が受けられるのか？

A：本事業で新たに消火装置を設置する分のみ、補助を受けられます。

Q：交付決定後に設置工事が遅れたり、追加の費用が発生した場合はどうするのか？

A：申請書に記載された内容（事業期間、費用等）に変更が生じた場合は変更申請が必要となりますので「補助金変更承認申請書（様式7）」を提出してください。

承認後、「補助金変更交付決定通知書（様式8）」を通知します。

ただし、軽微な変更については手続きが不要な場合もありますので、事前に1ページの産業経済局担当課までご相談ください。

※設置工事は年度内に完了する必要があります。

※補助金額が上限額に達している場合は、追加の費用が発生しても補助金額は変わりません。

Q：消火装置を2台以上設置したいという希望があった場合は？

A：補助台数は予算の範囲内としているので、2台以上設置希望がある場合は、1ページの産業経済局担当課に連絡し、確認してください。

Q：こんろ以外の場所に設置したいと希望があった場合は？

A：本事業では、厨房周りの火災に対応する消火装置の設置を想定しているため、こんろ以外の場所に設置はできません。

4 設置以降の疑問に関して

Q：設置工事の完了確認審査はどのように行うのか？

A：設置工事が完了した後に設置状況等を確認できる写真を「設置完了報告書（様式11）」に添付して産業経済局担当課に提出し、完了審査を受けます。
必要な写真は11ページを参照してください。

Q：設置完了報告書に設置場所等の図面は必要か？

A：必要ありません。

Q：消火装置の耐用年数が過ぎた場合はどうするのか？

A：消火装置を設置後の維持管理や耐用年数後の交換は、申請者の責任において行っていただきます。

Q：消火装置が火災や誤作動で作動した場合、本体交換のための再補助を受けられるのか？

A：再補助は受けられません。

5 登録販売店に関して

Q：なぜ登録販売店に手続きを委任させるのか？

A：申請者の手続き負担を軽減させることを目的としています。

Q：登録販売店から本体のみを購入し、申請者が自分で設置しても補助対象となるのか？

A：地震や振動等で本体容器が落下しないよう確実な設置が必要であることや、火災発生時の適切な作動と消火性能を確保するために、消火装置に精通した販売店により設置することとしており、申請者自身の設置は補助対象になりません。

Q：登録販売店に委託せず、自分で購入して設置することはできるのか？

A：自身で購入して設置することは可能ですが、補助の対象にはなりません。

Q：登録販売店が押印する印鑑に定めはあるか？

A：市に登録した法人印で押印してください。

Q：申請手続きで不明点があった場合は？

A：産業経済局担当課にお問い合わせください。